

とよなか

子ども達の豊か
な成長・発達の
ために皆で力を
合わせましょう！

教え子を再び戦場に送るな！ 2013年1月16日発行 NO.

府当局 退職金 病休大改悪を提案

約500万円の削減！ 発熱でも診断書！

退職手当引き下げ改悪のシミュレーション
経験年数35年以上の定年退職の場合

改悪時期	現行	2013年度 退職者		2014年度退職者	
		2013. 4. 1	2013. 10. 1	2014. 7. 1	
退職手当法本則支給月数	57	57	57	57	
同法付則の調整率	104/100	98/100	92/100	87/100	
最高支給月数	59. 28月	55. 86月	52. 44月	49. 59月	
教育職(小中)	支給額	26,980,440	25,510,415	24,040,390	22,815,368
	削減額計額		1,470,025	2,940,050	4,165,072



1月9日、府当局は「退職手当」「病気休暇」についての大改悪提案をおこないました。

職場で集まり
職場決議

「どんな提案なのか学びましょう」
教職員署名
反対の声を広げましょう

上記表は 「大阪教育9月号」 より
教育職(小中) 教育職3表 413300円で試算
国改悪のシミュレーション

今回の提案は上記に府独自5%カットで

さらに 支給額×095

0万円の削減になります。
5%カットで約50万円の削減になります。
今年提案の削減と定年退職の場合、勤続35年以上で今回の提案の削減の5%カットもさらに継続するとしられています。
状況理由にして、二〇〇八年8月から実施している府としての退職手当の5%カットもさしつかえありません。
府はこれを受けて、「国に準ずる必要がある」として、今回の提案をおこないました。

☆退職手当5%カットを入れて500万円超の削減！
昨年11月16日の衆議院解散の日にとさくさまにまぎれて、民主党・自民・公明党が国家公務員の退職手当削減の法改悪をおこないました。

退職後の生活設計・将来設計を大きくおびやかすものです。また、労働者全体の賃金水準をさらに低下させ低迷する大阪経済を一層悪化させるものです。

① 次の取り組みを呼びかけます。
全教職員の署名！

② 職場決議

③ 集会への参加！

○ 第一次決起集会

1月22日(火)

午後6時45分

府庁正面前

○ 二次決起集会

1月30日(水)

午後5時

教育塔前

☆病休改悪

短期取得が困難に!

府が今回提案しているのは

①病気休暇日数計算変更

現在は7日以上(時間単位を含まない)の病休の通算を1日以上(病休を通算カウントするといふ)の病休と病気休暇に挟まれた週休日等の扱いについては(表)の扱いとしています。

金曜日にインフルエンザ

ザで病休をとり月曜日もとると「病休4日」とカウントされることとなります。

②承認手続き変更

7日以上の病休の場合必要であった診断書を1日の病気休暇にも診断書を義務化するといふもの。

学校によっては、今でも病気休暇がとりにくく、発熱やインフルエンザなどでも「年休」をとっている職場があるようです。

病休(全)	病休(全)	病休(全)	3日間	
病休(全)	病休(時間)	病休(全)	3日間	
病休(全)	週休日	週休日	病休(全)	4日間
病休(時間)	週休日	週休日	病休(時間)	2日間
病休(全)	年休(全)	病休(全)	3日間	
病休(全)	年休(時間)	病休(全)	2日間	
病休(時間)	年休(全)	病休(全)	2日間	

今回の提案改悪が行われれば、数千円もかかる診断書をとって1日の病気休暇を取る人はいなくなるのではないでしょうか。病気休暇を取りにくくし、その結果、療養に専念できず、病状の悪化や重症化する可能性もあり大問題です。

条項	3条1項	3条2項	4条	5条
定年(～10)			定年(11～24)	定年(25～)
任期满了(～10)			任期满了(11～24)	任期满了(25～)
勤奨(～10)			勤奨(11～24)	勤奨(25～)
通勤傷病(～10)			通勤傷病(11～24)	通勤傷病(25～)
公務外死亡(～10)			公務外死亡(11～24)	公務外死亡(25～)
定年到達後(～10)			定年到達後(11～24)	定年到達後(25～)
			公署移転(～24)	公署移転(25～)
			定数減・組織改廃(～24)	定数減・組織改廃(25～)
公務外傷病	自己都合			公務上傷病・死亡 55歳以上勤奨年度末特別退職 通員・廃職(法令による定数減・組織改廃) 通員・廃職(予算定数の減少)

勤続年数	H25.3まで	H25.4～	H25.7～	H25.3まで	H25.4～	H25.10～	H25.7～
1			1.0875	1.5	1.47	1.38	1.305
2			2.175	3	2.94	2.76	2.61
3			3.2625	4.5	4.41	4.14	3.915
4			4.35	6	5.88	5.52	5.22
5			5.4375	7.5	7.35	6.9	6.525
6			6.525	9	8.82	8.28	7.83
7			7.6125	10.5	10.29	9.66	9.135
8			8.7	12	11.76	11.04	10.44
9			9.7875	13.5	13.23	12.42	11.745
10			10.875	15	14.7	13.8	13.05
11			12.07125	16.65	16.317	15.318	14.4855
12			13.2675	18.3	17.934	16.836	15.921
13			14.46375	19.95	19.551	18.354	17.3565
14			15.66	21.6	21.168	19.872	18.792
15			16.85625	23.25	22.785	21.39	20.2275
16			18.0525	24.9	24.402	22.908	21.663
17			19.24875	26.55	26.019	24.426	23.0985
18			20.445	28.2	27.636	25.944	24.534
19			21.64125	29.85	29.253	27.462	25.9695
20			22.8375	31.5	30.87	28.98	27.405
21			24.03375	33.15	32.487	30.498	28.8405
22			25.23	34.8	34.104	32.016	30.276
23			26.42625	36.45	35.721	33.534	31.7115
24			27.6225	38.1	37.338	35.052	33.147
25			28.81875	39.75	38.955	36.57	34.5825
26			30.015	41.4	40.572	38.088	36.018
27			31.21125	43.05	42.189	39.606	37.4535
28			32.4075	44.7	43.806	41.124	38.889
29			33.60375	46.35	45.423	42.642	40.3245
30			34.8	48	47.04	44.16	41.76
31			36.0	49.65	48.657	45.678	43.1955
32			37.2	51.3	50.274	47.196	44.631
33			38.4	52.95	51.891	48.714	46.0665
34			39.6	54.6	53.508	50.232	47.502
35			40.8	56.25	55.125	51.75	48.9375
36			42.0	57.9	56.742	53.268	50.373
37			43.2	59.55	58.359	54.786	51.8085

退職手当支給割合早見表
 ☆35歳勤続 教諭の場合
 ①教諭の場合「5条」適用
 ②左端列の数字が勤続年数。その列で「35」を探し、5条と交わるところに示されているのが係数。
 ③4列あるのは、今回「国に準じる削減」の経過措置
 ・現行
 ・2013年4月～
 ・2013年10月～ 【2013年度末退職者】
 ・2014年7月～ 【2014年度末退職者】
 ④次の計算式にあてはめて計算
 給料月額×早見表の係数+150万=A
 ⑤5%カットを入れると
 (A)×0.95=《退職手当額》